

医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針

第1条 岡山県の補助金等の交付を受けて医療施設等の施設整備を行う者（以下「補助事業者」という。）が施設建設工事を行うために締結する契約は、下表に掲げる工事設計金額ごとに定める方法により行うこと。なお、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、地方公共団体及び地方独立行政法人にあっては、本指針に関わらず、当該法人が定める契約手続の取扱いによるものとする。

工事設計金額（消費税額を含む。）	契約方法
400万円未満	見積書を徴し選定（2社以上）
400万円以上、1千万円未満	15社の指名競争入札（5社まで増減可）
1千万円以上	一般競争入札又は20社の指名競争入札（5社まで増減可）

第2条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は随意契約によることができる。

- (1) その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 岡山県知事から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けている者
- (2) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者
- (3) 建設業法第28条第3項又は5項の規定により、岡山県内における営業の停止命令を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、民事再生法又は会社更生法の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可の決定を受けている者を除く。

第4条 指名競争による場合、補助事業者は、次の表の工事設計金額の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に定める格付を有する者を「岡山県建設工事入札参加資格者名簿」から選定すること。

工事設計金額（消費税額を含む。）	入札参加資格者
2億円以上	AA
8千万円以上2億円未満	A
4千万円以上8千万円未満	B
1千万円以上4千万円未満	C
1千万円未満	D

第5条 指名競争による場合で、特に必要と認められるときは、前条の規定にかかわらず、入札に参加する者の10分の5の範囲内で次の表の工事設計金額欄の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に掲げる者を入札に参加させることができる。

工事設計金額（消費税額を含む。）	入札参加資格者
6千万円以上2億円未満	AAの者
1千万円以上8千万円未満	Aの者
5百万円以上4千万円未満	Bの者
1千万円未満	Cの者

2 特許その他の特殊な技術を要する工事、その他工事に対する地理的条件等特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、入札に参加する者の10分の5の範囲内で直近下位ランク業者を入札に参加させることができる。ただし、工事設計金額5億円以上のものを除く。

第6条 入札方法及び業者の選定基準等の契約方法については、理事会で決定すること。また、評議員会がある場合はあらかじめ意見を聞くこと。なお、理事会、評議員会を設置していない株式会社等においては、それに準ずる決定によること。

第7条 指名競争を行う場合は、指名業者を理事会で選定すること。また、評議員会がある場合はあらかじめ意見を聞くこと。なお、理事会、評議員会を設置していない株式会社等においては、それに準ずる決定によること。

第8条 一般競争による場合、補助事業者は、第4条の表の工事設計金額の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に定める格付を有する者であることを入札参加条件とすること。

- 2 補助事業者は、公正な競争が確保されるよう入札参加条件を設定すること。
- 3 補助事業者は、入札参加条件等の公告内容を事前に知事に届け出るとともに、病院内へ掲示するほか、病院ホームページや新聞等へ掲載するなどして、情報を広く提供すること。
- 4 公告を行う期間は、工事設計金額が5千万円未満の場合は10日以上、5千万円以上の場合は15日以上とすること。

第9条 入札を実施するに当たっては、入札参加予定業者へ入札通知書を発送する

10日前までに、様式第1号により入札参加予定業者を知事に届け出、参加予定業者について、その資格の適否についての指示を仰ぐこと。

第10条 入札通知は、入札の期日の前日から起算して少なくとも15日前までに行うこと。ただし、急を要する場合は、5日以内に限り短縮することができる。

第11条 入札を実施するに当たっては、監事や複数の理事（理事長を除く。）及び評議員が立ち会うこと。なお、株式会社等においては、それに準ずる者が立ち会うこと。

第12条 入札後は、入札が適切に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果を様式第2号により知事へ届け出ること。また、補助事業者において、入札結果を一般の閲覧に供すること。

第13条 施設建設工事に係る契約においては、一括下請負契約は補助対象としないものであること。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定に準じ、受注者から施工体制台帳の写しを徴すること。

第14条 施設建設工事契約を締結した場合には、契約締結後1週間以内に当該契約書の写しを添えて様式第3号により知事に届け出ること。

第15条 入札参加業者からの補助事業者への寄附は、共同募金会への指定寄附以外は認めない。また、補助事業者の役員及び職員に対する寄附も認めない。このことについて、入札前5年間遡及して適用する。

第16条 知事は、補助事業者が前条の条件に反したときは、補助交付決定を取り消すことができる。それにより補助事業者に生じた損害については、補助事業者の負担とする。

附 則

この指針は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年9月18日から施行する。

附 則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。